

議案第二十三号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年三月七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第四項第二号中 第三十五条第一項第三号」を 第三十五条第三号」に改める。

第十五条の四第一号中 「百分の七・三二」を 「百分の七・二五」に改め、同条第二号中 「三万九千円」を 「三万九千九百円」に改める。

第十五条の八中 「五十八万円」を 「六十一万円」に改める。

第十五条の十二第一号中 「百分の二・二二」を 「百分の二・二四」に改め、同条第二号中 「一万二千円」を 「二万二千三百円」に改める。

第十六条の四第一号中 「百分の一・一八」を 「百分の一・二四」に、 「百分の五十四」を 「

百分の五十五」に改め、同条第二号中「百分の四十六」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の二中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同条第一号イ中「二万七千三百円」を「二万七千九百三十円」に改め、同号ロ中「八千四百円」を「八千六百十円」に改め、同条第二号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号イ中「二万九千五百円」を「二万九千九百五十円」に改め、同号ロ中「六千円」を「六千五百円」に改め、同条第三号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同号イ中「七千八百円」を「七千九百八十円」に改め、同号ロ中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項及び第四項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度分までの保険料については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第十五号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするため、本案を提出いたします。